

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3
- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 6

◇ 告示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 8
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 10

◇ 公告

- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 13
- 北九州市環境影響評価条例の規定による計画段階環境配慮書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 14

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 15
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 16
- 下水道事業受益者負担金賦課対象区域【上下水道局総務経営部営業課】 17

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

工業標準化法の一部改正に伴い、北九州市職員退職手当支給条例施行規則ほか44規則の様式に係る規定において引用する同法の規格の名称を改めることにしました。

この規則は、令和元年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。

この規則は、令和元年7月1日から施行することにしました。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年北九州市規則第22号）
- (2) 北九州市印鑑条例施行規則（昭和38年北九州市規則第60号）
- (3) 北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）
- (4) 北九州市計量検査所設備貸付規則（昭和38年北九州市規則第110号）
- (5) 北九州市漁港管理規則（昭和39年北九州市規則第31号）
- (6) 北九州市農業振興資金融資規則（昭和39年北九州市規則第34号）
- (7) 北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）
- (8) 北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）
- (9) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年北九州市規則第88号）
- (10) 北九州市自動車臨時運行許可規則（昭和39年北九州市規則第99号）
- (11) 北九州市土地区画整理事業施行地区内宅地地積の訂正の手続に関する規則（昭和39年北九州市規則第101号）
- (12) 北九州市市営林規則（昭和40年北九州市規則第45号）
- (13) 北九州市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（昭和40年北九州市規則第49号）
- (14) 北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）
- (15) 北九州市宅地造成等規制法施行細則（昭和41年北九州市規則第12号）
- (16) 北九州市住居表示に関する条例施行規則（昭和41年北九州市規則第44号）
- (17) 北九州市土地区画整理事業清算金取扱規則（昭和42年北九州市

規則第 3 7 号)

- (1 8) 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則 (昭和 4 2 年北九州市規則第 7 1 号)
- (1 9) 北九州市老人保護措置費用徴収規則 (昭和 4 3 年北九州市規則第 2 4 号)
- (2 0) 失業者の退職手当支給規則 (昭和 4 4 年北九州市規則第 2 5 号)
- (2 1) 北九州市風致地区条例施行規則 (昭和 4 5 年北九州市規則第 6 1 号)
- (2 2) 北九州市屋外広告物条例施行規則 (昭和 4 9 年北九州市規則第 3 1 号)
- (2 3) 北九州市優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則 (昭和 4 9 年北九州市規則第 9 5 号)
- (2 4) 北九州市都市緑地法施行細則 (昭和 4 9 年北九州市規則第 1 0 8 号)
- (2 5) 北九州市会計関係帳票規則 (昭和 5 0 年北九州市規則第 1 5 号)
- (2 6) 北九州市港湾施設管理条例施行規則 (昭和 5 2 年北九州市規則第 3 1 号)
- (2 7) 北九州市危険物の規制に関する規則 (昭和 5 4 年北九州市規則第 4 7 号)
- (2 8) 北九州市港湾環境整備負担金条例施行規則 (昭和 5 5 年北九州市規則第 2 1 号)
- (2 9) 北九州市石油コンビナート等災害防止法施行細則 (昭和 5 7 年北九州市規則第 2 5 号)
- (3 0) 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和 6 0 年北九州市規則第 6 2 号)
- (3 1) 北九州市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則 (平成元年北九州市規則第 4 1 号)
- (3 2) 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則 (平成 6 年北九州市規則第 1 3 号)
- (3 3) 北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則 (平成 7 年北九州市規則第 1 6 号)
- (3 4) 政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成 7 年北九州市規則第 7 7 号)
- (3 5) 北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (平成 8 年北九州市規則第 3 3 号)

- (36) 北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年北九州市規則第52号）
- (37) 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年北九州市規則第68号）
- (38) 北九州市身体障害者福祉法施行細則（平成11年北九州市規則第1号）
- (39) 北九州市環境影響評価条例施行規則（平成11年北九州市規則第33号）
- (40) 北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則（平成12年北九州市規則第28号）
- (41) 北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成13年北九州市規則第6号）
- (42) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号）
- (43) 北九州市環境未来税条例施行規則（平成15年北九州市規則第5号）
- (44) 北九州市健康増進法施行細則（平成15年北九州市規則第97号）
- (45) 北九州市消費生活条例施行規則（平成16年北九州市規則第108号）

付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 13 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項、別表第 1 の 1 の項及び別表第 3 の 2 指定工場等に係る規制基準の表備考第 5 項各号列記以外の部分中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

北九州市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
黒崎中央調剤薬局	北九州市八幡西区黒崎三丁目8番26号	令和元年6月1日

北九州市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	宮野勇次郎	北九州市若松区大字竹並748番地2
変更後	大庭俊美	北九州市若松区大字竹並720番地1

3 変更年月日

平成31年4月7日

北九州市告示第 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	釧 捷岐	北九州市八幡西区的場町 2 0 番 2 3 号
変更後	古賀博史	北九州市八幡西区的場町 1 4 番 2 7 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 2 0 番 2 3 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 1 4 番 2 7 号

4 変更年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

北九州市告示第72号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和元年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉北区大手町15番1号
公益財団法人健和会
理事長 西中徳治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉北区大手町13番1号
健和会大手町病院

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	68の2号イ 厨房施設	68の2号ロ 入浴施設
名称	厨房	介助入浴装置
能力	1, 347食/日	浴槽容量4550 × 8台

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

名称	厨房	介助入浴装置
使用時間間隔	6時～20時 断続	9時～19時 断続
1日当たりの使用時間	14時間	10時間
季節的変動	なし	同左

設置年月日	許可後	同左
-------	-----	----

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	厨房	介助入浴装置
汚水量 (m^3 /日)	通常 50 最大 60	通常 64 最大 96
水素イオン濃度	5～9	5～9
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 400 最大 1,000	通常 200 最大 600
浮遊物質量 (mg/l)	通常 400 最大 800	通常 150 最大 600
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 60 最大 150	通常 10 最大 30
窒素含有量 (mg/l)	通常 40 最大 240	通常 50 最大 240
^{リン} 燐含有量 (mg/l)	通常 15 最大 32	通常 5 最大 32

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ排除するため、公共用水域への排出はない。

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名	排水口No. 4
排水の量 (m^3 /日)	通常 123 最大 168
水素イオン濃度	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 2 最大 3

浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 3 最大 5
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 最大 5
^{りん} 燐含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 5 最大 1 . 0

備考 排水口 N o . 4 から公共用水域へ排出される排水は、地下水浄水装置の逆浸透膜濃縮水の余剰水である。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年7月1日から同月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和元年7月22日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 1 1 7 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第118号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

令和元年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
豊田通商株式会社
取締役社長 貸谷伊知郎
名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
- 2 対象事業の名称
次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局環境監視部環境監視課
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
北九州市若松区役所総務企画課
北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
北九州市若松区役所島郷出張所
北九州市小倉北区大手町11番5号
北九州市立文書館
- 4 縦覧期間及び縦覧時間

令和元年7月1日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市上下水道局告示第5号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和元年7月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3160	あかり技建 河野紀章	北九州市小倉南区 長行西三丁目18 番19号	令和元年7月1日か ら令和6年5月31 日まで
8122	ひびき株式会社吉 富営業所 植山 守	福岡県築上郡吉富 町大字広津517 番地1	令和元年7月1日か ら令和6年5月31 日まで

北九州市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
H-048	AQUEL	下村純平	北九州市八幡東区清田一丁目9番2号	令和元年7月1日
M-169	A. I 設備工業	石橋真吾	北九州市小倉南区東貫一丁目11番22号	令和元年7月1日

北九州市上下水道局公告第30号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第5条第1項の規定により、下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

受益者負担金賦課対象区域

<門司区>

1 住居表示実施区域

町名	地番
清見小夜町	1番185
白野江一丁目	2347番2及び2446番5

2 住居表示未実施区域

大字伊川
965番4

大字大積
12番3の一部及び1410番6

大字恒見
233番2

<小倉北区>

1 住居表示実施区域

町名	地番
霧ヶ丘二丁目	4 1 番 4 8

2 住居表示未実施区域

西港町
1 5 番 7 1 及び 1 6 番 2 0

<小倉南区>

1 住居表示実施区域

町名	地番
上石田一丁目	8 7 8 番 1、8 8 0 番 及び 1 0 3 3 番 1
朽網東三丁目	1 2 9 7 番 1、1 3 0 1 番 1、2 5 0 6 番 1、2 5 0 6 番 1 1、2 5 0 6 番 1 2 及び 2 5 0 6 番 1 4
朽網東四丁目	8 5 番 5
朽網東六丁目	4 1 6 番 2
葛原東五丁目	1 7 0 1 番 1
志井三丁目	6 1 2 番 5 0 及び 6 1 2 番 5 1
志井六丁目	1 7 6 2 番 1 及び 1 7 6 2 番 4
曾根新田南一丁目	3 2 0 番 1 2 及び 3 2 0 番 1 3

高野三丁目	1 2 7 6 番 3 及び 1 2 7 6 番 6
高野四丁目	1 6 5 0 番 3
津田五丁目	4 0 8 番 1、4 0 9 番 3 及び 4 0 9 番 1 1
中曽根四丁目	1 2 9 0 番 1、1 2 9 0 番 8 から 1 2 9 0 番 2 7 まで、1 2 9 0 番 3 1 から 1 2 9 0 番 4 1 まで、 1 2 9 5 番 1、1 2 9 5 番 1 1 から 1 2 9 5 番 1 4 まで、1 2 9 7 番 4、1 2 9 7 番 5 及び 1 2 9 9 番 3 の一部
中曽根新町	9 2 2 番 3
東貫二丁目	3 5 5 3 番 1 及び 3 5 5 3 番 1 3 から 3 5 5 3 番 2 4 まで
東貫三丁目	3 5 8 2 番 1 の一部、3 5 8 2 番 2 から 3 5 8 2 番 1 3 まで及び 3 5 8 4 番 3
湯川三丁目	2 1 4 番 5、2 1 4 番 8 から 2 1 4 番 3 7 まで及 び 2 3 5 番 4 から 2 3 5 番 1 7 まで
横代北町二丁目	1 0 9 3 番 1
横代北町四丁目	1 1 2 6 番 7

2 住居表示未実施区域

大字小森
6 番 1、6 番 2、4 6 6 番 7 及び 5 1 4 番 1 の一部
大字志井

1 3 9 7 番 3

大字新道寺

3 9 9 番 1 から 3 9 9 番 1 1 まで、4 0 0 番 1、4 0 0 番 7 から 4 0 0 番 1 8 まで及び 4 1 5 番 1

大字長野

2 6 5 番 3

大字母原

1 4 番 2 及び 3 4 番 2

大字横代

1 8 5 7 番 3

大字呼野

3 6 6 番 4

< 若松区 >

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
南二島五丁目	4 9 5 番 9 4

2 住居表示未実施区域

向洋町
10番72から10番74まで及び10番81

大字頓田
610番2

響町一丁目
13番1

響町三丁目
26番、27番、29番の一部、30番の一部及び31番

<八幡西区>

1 住居表示実施区域

町名	地番
石坂二丁目	3576番1
泉ヶ浦二丁目	2701番745
上香月一丁目	3279番
上上津役六丁目	2439番1、2464番1、2465番2及び 2465番4
楠橋下方一丁目	659番11

木屋瀬二丁目	5 4 1 番 2 及び 5 4 1 番 1 2 から 5 4 1 番 1 6 ま で
木屋瀬三丁目	6 2 4 番 1
下畑町	7 1 6 番 3
茶屋の原二丁目	9 9 0 番
野面二丁目	2 3 9 7 番 1 及び 2 3 9 7 番 9
馬場山原	1 2 4 6 番 1 0